

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 23)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、平成 25 年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)に基づき、(株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。</p> <p>平成 30 年5月 23 日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が平成 33 年3月末、業務完了期限が平成 38 年3月末にそれぞれ3年間延長された。</p> <p>当機構について、平成 31 年3月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20 億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>上記措置の適用期限を当機構の業務完了により解散するまでの期間(37 年度まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 12 第 1 項第 1 号ロ、附則第 9 条第 11 項</p>	
5	担当部局	金融庁監督局総務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 27 年度～37 年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>前身の企業再生支援機構の創設に際して、平成 20 年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた(なお、平成 25 年度税制改正要望において、平成 25 年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。</p> <p>平成 26 年度税制改正要望において、延長要望を行い、平成 31 年3月 31 日まで特例措置の延長が認められた。</p>	
8	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間(平成 31 年度～37 年度まで)	

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第1条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようになるため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする</p>
		②	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく。なお、こうした案件は、経済情勢の影響を大きく受けるため、目標の数値化は困難。</p> <p>このほか、経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講じることにより、当機構の財務基盤が維持・強化され、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。</p>
10	有効性等	①	適用数	当機構のみ
		②	適用額	平成27年度以降:24,084,800千円 資本金額(26,084,800千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円)

③	減収額	(単位:百万円)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>63</td> <td>87</td> <td>100</td> <td>126 (見込み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成 27～29 年度の算定根拠については、別紙1参照。</p> <p>将来の減収額については、平成 31 年度以降の資本移動が現時点では予定されていないことから、平成 30 年度と同じ 126 百万円を予想。</p> <p>(算出根拠)  &lt;30 年度&gt;  ① 特例措置適用前  資本金額 26,084,800 千円×税率(東京都)0.525%=136,945 千円  ② 特例措置適用後  資本金額 2,000,000 千円×税率(東京都)0.525%=10,500 千円  ①-②=126,445 千円</p>	年度 区分	平成 27	28	29	30 以降	法人事業税	63	87	100	126 (見込み)														
年度 区分	平成 27	28	29	30 以降																						
法人事業税	63	87	100	126 (見込み)																						
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》  平成 30 年3月末までに、旧機構及び当機構で 106 件の再生支援決定(うち、81 件支援完了)や 72 件の特定支援決定(うち、39 件支援完了)等を行っており、着実に件数を積み上げることによって、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。</p> <p>(参考1)各年度の再生支援決定数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>旧機構</th> <th>平成 25(*)</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生支援決定(件数)</td> <td>28</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 平成 25 年3月 18 日から平成 26 年3月末までの実績</p> <p>(参考2)各年度の特定支援決定数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26(*)</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定支援決定(件数)</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 平成 26 年 10 月(特定支援機能が本機構の業務として新たに追加)から 27 年3月末までの実績</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。  当機構が業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。</p>	年度 区分	旧機構	平成 25(*)	26	27	28	29	再生支援決定(件数)	28	10	18	18	20	12	年度 区分	平成 26(*)	27	28	29	特定支援決定(件数)	3	20	21	28
年度 区分	旧機構	平成 25(*)	26	27	28	29																				
再生支援決定(件数)	28	10	18	18	20	12																				
年度 区分	平成 26(*)	27	28	29																						
特定支援決定(件数)	3	20	21	28																						
⑤	税収減を是認する理由	<p>本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができ</p>																								

		等	ることから税収減を是認する効果がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当とするよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、民間資金等活用事業推進機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当機構は、全国各地において、事業再生支援や地域活性化支援を行っており、こうした取組みは、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

